様式第5号（第6条関係）

第　　　　　号

　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　様

丸亀市長

保険給付費からの滞納国民健康保険税の控除について

あなたの保険給付について一時差止めを行い、その後も国民健康保険税の納付をお願いしていましたが、いまだに納付されておりません。

つきましては、国民健康保険法第63条の２第３項の規定により、下記のとおり一時差止めを行っています保険給付の額から滞納国民健康保険税の控除を行いますので、あらかじめご了承ください。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 一時差止めの給付費の内容（Ａ） | 控除する国民健康保険税額（Ｂ） |
| 年月 | 種類 | 給付額（円） | 年度 | 期別 | 税額（円） | 納期限 |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |  |  |
| 合計 |  | 合計 |  |  |
|  |
| 滞納国民健康保険税控除後の保険給付費支給額（Ａ－Ｂ） | 円 |

※　なお、本状到達前に国民健康保険税を納付された場合は、行き違いですのでご容赦ください。